

# 肝炎治療受給者証の有効期間を延長します

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、感染拡大を防ぐために、治療の観点からは急を要さない診断書の取得等のみを目的とした受診を回避する必要があることから、以下の方を対象に肝炎治療受給者証の有効期間を延長します。

## 対象者

令和2年（2020年）3月1日～令和3年（2021年）2月28日  
までの間に有効期間が満了する方（核酸アナログ製剤治療に限る）

## 有効期間の満了日を1年間延長

### 受給者証の取扱い

- 熊本県では、**対象者の方が現在お持ちの受給者証をそのままもう1年お使いいただく**こととしています。受給者証に記載の有効期間を読み替え、御対応いただきますようお願いいたします。
- 「肝炎治療自己負担限度月額管理票」の記載欄が足りなくなった場合は、お手数ですが以下のURLより、様式をダウンロードしてお使いください。

熊本県ホームページ 肝炎対策> 患者の皆様へ

[https://www.pref.kumamoto.jp/kiji\\_33038.html](https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_33038.html)

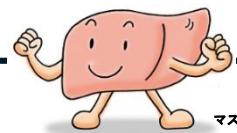
### 受給者証の更新

- 対象の方については、受給者証の**更新申請は不要**です。そのため、更新申請にかかる診断書の作成をしていただく必要はございません。

### その他

- 肝炎治療受給者証以外にも、有効期間が延長になる公費負担事業がございます。詳しくは、それぞれの担当課にお問い合わせください。
- 県によって受給者証の取扱いが異なる場合があります。他県の取扱いについては、当該県にお問い合わせください。

御理解・御協力のほどよろしくお願いいたします



熊本県肝炎対策  
マスコットキャラクター  
「カンゾーくん」

問合せ先 熊本県健康福祉部健康危機管理課

TEL:096-333-2783